

身近にこんなトラブルが!

かながわ消費生活 注意・警戒情報

「副業を始めたので話を聞きに来ないか」 目的を隠して勧誘を行う連鎖販売業者に注意!

知人から電話があり、呼び出された飲食店で知人と知人の友人と名乗る者から「副業で収入が入る。そのためには化粧品を購入する必要がある。」と勧誘された。契約しないと帰れない雰囲気だったので契約してしまったが、支払いが厳しいので解約したい。

アドバイス

知人から勧誘され、飲食店等に呼び出され、「人脈が広がる。」「資格が取れる。」「収入が入る。」と言って、化粧品、資産運用ソフト等の契約を結ばせるトラブルに関する相談が、20代の若者世代を中心に寄せられています。



学校や職場の友人だけでなく、最近ではSNSで知り合った人などから勧誘されるケースがあります。こうした勧誘の多くは、新たに他人を紹介し、契約につながれば、マージンが得られるという連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)の契約です。

何十万円もする商品は買えないと言っても、消費者金融から職業や収入を偽って借金をするよう勧められて強引に契約を結ばされたという事例もあります。

友人からの勧誘であっても契約したくない場合は、はっきり断り、その場から立ち去りましょう。さらに勧誘者側となって、法のルールを逸脱した勧誘を行うと、自身が加害者となり、大切な友人関係を壊してしまうこともあります。

契約上のトラブルや被害の疑いがあれば、身近な消費生活相談窓口へご相談・情報提供ください。

消費生活相談は

ゼロ・ゴ-・ナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

消費者ホットライン ☎ 0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 7 0

身近な消費生活相談窓口につながります。(消費者ホットラインは7月1日から「188」になります!)

悪質商法に関する情報をお寄せください！

ホームページに「悪質商法目安箱」を開設しました

県では、特定商取引に関する法律及び神奈川県消費生活条例に基づき、訪問販売や電話勧誘販売等による不当な取引行為を行う事業者に対して、行政処分や行政指導を行っています。

このたび、悪質事業者に関する情報収集を幅広く行い、法令に基づく事業者指導をより一層進めるため、県ホームページ上に「悪質商法目安箱」を新たに開設しました。

ご自身やご家族等の身近な方が、事業者からの勧誘の際に、「断っているのにしつこく勧誘を続けられた。」、「住宅の無料点検のはずだったのに、強引に契約を勧められた。」など、少しでも不審に思ったり、おかしいと感じた場合は、是非、以下のページから通報してください。

ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532147/>

「神奈川県 悪質商法目安箱」でも検索できます

通報いただく内容

事業者名、勧誘を受けた場所・手段、具体的な内容（悪質だと感じた勧誘方法等）、通報者氏名、連絡先等
契約の解約や返金等、契約トラブルの解決についてのご相談は、従来どおり、消費生活相談窓口でお受けしますので、お近くの相談窓口にご連絡ください。

お問い合わせ先

神奈川県県民局暮らし県民部消費生活課指導グループ
(045)312-1121 内線2630~2633

知っておきたい 消費生活のキーワード

マルチ商法

マルチ商法とは、「ネットワークビジネス」とも言われ、販売組織の加入者が友人・知人を会員として勧誘し、その人がさらに次の加入者を誘うことで組織を拡大して行う商品・サービスの取引のことです。

自分が販売する商品やサービスの売り上げだけでなく、新規会員を紹介することや自分の下位の会員が商品を購入することでマージンが入る仕組みになっています。

マルチ商法そのものは合法的な販売方法ですが、特定商取引法という法律で「連鎖販売取引」として、販売方法などにいろいろな規制がかかっています。

マルチ商法の何が問題なのか、というと、ひとつは、会員を増やしていくと、何もなくてもマージ

ンが入り、「楽をして儲けることができる」といった誘い文句が往々にして使われることです。そんな甘い言葉を信じて大量の在庫と借金を抱えてしまったということがあります。

もう一つは友人、知人へ強引な勧誘を行い、人間関係を壊してしまう可能性があることです。

楽しんで簡単に儲かる方法などありません。そんな勧誘を受けたら注意が必要です！



困った時は、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口にご相談しましょう